

社会福祉法人は一とらんど役員及び評議員、評議員選任・解任委員

会の報酬に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人は一とらんどの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬）

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員並びに評議員に対しては、別表3により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、役員及び評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員及び評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

報酬起算日については各月 21 日から翌月 20 日までとし、支払いを各月 28 日とする。
但し、支払日が金融機関休業日に当たる場合は、その前営業日に支払う。

2 当該報酬以外に、前々条および前条に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第 6 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第 7 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第 8 条

評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会及び評議員会に出席し、かつ同一日に開催された評議員選任・解任委員会に出席したときは、評議員選任・解任委員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 9 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

役員等報酬 別表1(日額)(第3条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	15,000 円	5,000 円
評議員会出席報酬等	15,000 円	5,000 円
苦情対応第三者委員	15,000 円	5,000 円
評議員・選任解任委員出席報酬	15,000 円	5,000 円

別表2(日額)(第4条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000 円	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	15,000 円	5,000 円
監事監査指導報酬等	15,000 円	5,000 円

別表3(月額)(第5条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	250,000 円	職員通勤手当相当
理事・監事報酬	200,000 円	職員通勤手当相当

(年額)

評議員報酬等	350,000 円	職員通勤手当相当
--------	-----------	----------

別表4(日額)(第8条関係)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	10,000 円	15,000 円	実費

附則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

(令和2年3月理事会で承認 令和2年3月評議員会で承認)

附則

この規定は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する

(令和3年12月理事会・評議員会で承認)